

加古川市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する者で、現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対し自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の支給対象者は、市内に居住するひとり親家庭の親で、次の支給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
- (2) 過去に訓練給付金を受けたことがないこと。
- (3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。

(対象講座)

第3条 本事業の対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が対象とする講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

(支給額等)

第4条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないもの

とする。)

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に20万円を乗じて得た額（この場合80万円を超えるときは80万円）とし、その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)
- (3) 受講開始日において前2号に規定する受給資格者以外の受給資格者 前2号に定める額から同法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

2 教育訓練経費には、次の費用は含まない。

- (1) 検定試験の受験料
- (2) 学債等将来受講者に対して還付が予定されている費用
- (3) パソコン等の器材や受講に必要な補助教材の費用
- (4) 受講のための交通費
- (5) クレジット会社に対する手数料
- (6) その他入学料及び受講料以外の経費

（対象講座の指定）

第5条 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について加古川市自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書（様式1。以下「受講対象講座指定申請書」という。）を提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、受講開始後でも受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受けることができる。

2 受講対象講座指定申請書には、次の書類等を添えなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

- (1) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式2「16歳

以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書) 及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

- (2) 公共職業安定所の発行する教育訓練給付金の受給資格の有無を証明する書類
- (3) 児童扶養手当の支給を受けていない場合は、当該ひとり親家庭の親及び児童の戸籍謄本

3 市長は、第 1 項の受講対象講座指定申請書の提出があったときは、速やかに受給要件を審査し、対象講座の指定の可否を決定し、加古川市自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書(様式 3。以下「受講対象講座指定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(訓練給付金の支給)

第 6 条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を終了した後に、市長に対して、加古川市自立支援教育訓練給付金支給申請書(様式 4。以下「支給申請書」という。)を提出しなければならない。

2 支給申請は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して 30 日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

3 支給申請書には、次の書類等を添えなければならない。

- (1) 受講対象講座指定通知書(様式 3)の写し
- (2) 前条第 2 項第 1 号に規定する書類
- (3) 当該ひとり親家庭の親及び児童の戸籍謄本
- (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (5) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給決定通知書」

4 市長は、第 1 項の支給申請書の提出があったときは、速やかに審査し、訓練給付金の支給の可否を決定し、加古川市自立支援教育訓練給付金支給通知書(様式 5)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第 7 条 偽りその他不正の手段により訓練給付金を受けた者があるときは、市長は、その者に返還を命じることができる。

(書類の提出及び報告)

第 8 条 市長は、申請者に対し関係書類の提出及び報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により関係書類の提出及び報告を求めたにも関わらず、申請者が

正当な理由がなく提出せず又は拒否した場合は、訓練給付金を支給しないことができる。

(その他)

第9条 この要綱に規定があるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日より施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に修了した訓練給付金について適用し、同日前に修了した訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に教育訓練を修了した訓練給付金について適用し、同日前に教育訓練を修了した訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 15 日より施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 6 月 19 日より施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に教育訓練を終了した訓練給付金について適用し、同日前に教育訓練を終了した訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日より施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の加古川市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に教育訓練を終了した訓練給付金について適用し、同日前に教育訓練を終了した訓練給付金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 5 日より施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 26 日より施行し、令和 3 年 2 月 15 日から適用する。